第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

信州やまなみ国スポ・全障スポ

安曇野市実行委員会

設立総会・第1回通常総会





日本スポーツ協会24-B-33



日時 　令和７年８月２１日　（木）　10時

会場 　安曇野市役所　４階 大会議室

目 次

|  |  |
| --- | --- |
| ■設立総会 | Ｐ２ |
| 〇説明事項(１) |  |
| 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会の概要 | Ｐ５ |
| 〇説明事項（２） |  |
| 大会開催に向けたスケジュール | Ｐ11 |
| 〇報告事項 |  |
| 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 |  |
| 安曇野市実行委員会設立趣意書 | Ｐ12 |
| 〇審議事項 |  |
| 【議案第1号】 |  |
| 信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会会則（案） | Ｐ13 |
| 【議案第2号】 |  |
| 信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会委員・役員等（案） | Ｐ16 |
|  |  |
| ■第1回通常総会 | Ｐ1８ |
| 【議案第1号】 |  |
| 信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市開催基本方針（案） | Ｐ20 |
| 【議案第2号】 |  |
| 信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会 |  |
| 令和7年度事業計画（案） | Ｐ21 |
| 【議案第3号】 |  |
| 信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会 |  |
| 令和7年度収支予算（案） | Ｐ22 |
| 【議案第4号】 |  |
| 信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会 |  |
| 専門委員会の設置（案）と専門委員会への委任事項（案）  安曇野市実行委員会専門委員会名簿（案） | Ｐ23 |
| ■参考資料 |  |
| ・信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会事務局規程(案) | P29 |
|  |  |

設立総会

信州やまなみ国スポ・全障スポ

安曇野市実行委員会設立総会

次第

１ 開 会

２ 設立発起人紹介

３ 設立発起人代表あいさつ

４ 説明事項

（１）第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会の概要

（２）大会開催に向けたスケジュール

５ 報告事項

（１）安曇野市実行委員会設立趣意書

６ 議 事

議案第１号　信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会会則（案）

議案第２号　信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会名簿（案）

７ 閉 会

第８２回国民スポーツ大会・第２７回全国障害者スポーツ大会

安曇野市実行委員会設立発起人会

名簿

(順不同・敬称略)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所　属 | 役　職 | 氏 名 |
| 安曇野市 | 市長 | 太田 寛 |
| 安曇野市議会 | 議長 | 松枝 功 |
| 特定非営利活動法人安曇野市スポーツ協会 | 会長 | 赤羽 高明 |
| 安曇野市商工会 | 会長 | 髙橋　秀生 |
| 安曇野市 | 副市長 | 中山 栄樹 |
| 安曇野市教育委員会 | 教育長 | 橋渡 勝也 |

・安曇野市実行委員会設立発起人会

　令和６年10月29日(火)　於：安曇野市役所４階 大会議室

　実行委員会設立趣意書の起草、実行委員並びに役員の候補者選定について協議しました。



説明事項(１)

第８２回国民スポーツ大会・第２７回全国障害者スポーツ大会の概要

１ 大会概要

国民スポーツ大会（国スポ）※は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツの精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与することを目的として毎年開催される国内最大のスポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会（全障スポ）は、障がいのある選手が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とした障がい者スポーツの祭典です。

※国民体育大会は令和６年に佐賀県で開催された第78回大会以降、国民スポーツ大会に改称され、略称も国体から国スポ（こくすぽ）となりました。

２ 主 催

・国民スポーツ大会

大会：公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県の３者

競技会：上記に各日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村を加えた５者

・全国障害者スポーツ大会

公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県、市町村、その他の関係団体

３　開催時期

・国民スポーツ大会（開催基準要項）

開催時期：令和10年10月１日（日）～11日（水）　 開催期間：11日間

・全国障害者スポーツ大会（開催基準要綱）

開催時期：原則として国スポの直後 　開催期間：３日間

※会期については開催３年前（令和７年）に決定予定

４　大会名称、愛称、スローガン、マスコット

・開催年　　　令和10年（2028年）

・大会名称　　第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

・愛　称　　　信州やまなみ国スポ・全障スポ

・スローガン　行こう。それぞれの頂へ。

・マスコット　長野県ＰＲキャラクター「アルクマ」

【マスコットとロゴデザイン】

長野県

ＰＲキャラクター

「アルクマ」

ⓒ長野県アルクマ

５　実施予定競技

第 82 回国民スポーツ大会における実施予定競技　　　　　　令和７年４月時点

|  |  |
| --- | --- |
| 区 分 | 競 技 名 |
| 正式競技（40 競技）  都道府県対抗で実施され、全正式競技の合計得点により、男女総合成績第１位の都道府県に天皇杯が、女子総合成績第１位の都道府県に皇后杯が授与される。 | ［本大会］  陸上競技、水泳、サッカー、テニス、  ローイング、ホッケー、ボクシング、  **バレーボール、**体操、バスケットボール、  レスリング、セーリング、  **ウエイトリフティング**、ハンドボール、自転車、  ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、  フェンシング、柔道、ソフトボール、  バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、  ラグビーフットボール、  スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、  空手道、銃剣道、クレー射撃、なぎなた、  ボウリング、ゴルフ、トライアスロン  ［冬季大会］  スキー、スケート、アイスホッケー |
| 特別競技（１競技） | 高等学校野球 |
| 公開競技（８競技）  競技の普及をはじめ、国民のスポーツ推進を図り、生涯スポーツ社会の実現に寄与するため、正式競技以外に、全国レベルの大会の規模で実施する競技。 | 綱引、ゲートボール、武術太極拳、  パワーリフティング、バウンドテニス、  エアロビック、スポーツチャンバラ、  **ダンススポーツ** |
| デモンストレーションスポーツ  （20競技）  地方スポーツの推進を図るため、生涯スポーツ社会の実現に寄与するという観点から、正式競技及び公開競技以外に、県内に居住している者を対象として実施する競技。 | マレットゴルフ、少林寺拳法  スポーツウエルネス吹矢、  チャレンジフェスティバル～小中学生のためのスポーツ体験交流会～、  スマートフェンシング、森林セラピー、  スポーツフェスティバル、**テコンドー**  囲碁ボール、駅伝、フロアホッケー、  ボルダリング、日本拳法、  飯綱町スポーツレクリエーション、ボッチャ、  ヒップホップダンス、ニュースポーツイベント  ［冬季大会］  木ゾリ、カーリング、バイアスロン |

第 27 回全国障害者スポーツ大会における実施予定競技

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区 分 | | 競 技 名 |
| 正式競技（14 競技）  「全国障害者スポーツ大会競技規則」に定められた個人競技及び団体競技で、団体競技は都道府県・指定都市対抗で実施される。 | 個人競技  （７競技） | 陸上競技（身体・知的）  水泳（身体・知的）  アーチェリー（身体）  卓球（身体・知的・精神）  フライングディスク（身体・知的）  ボウリング（知的）  ボッチャ（身体） |
| 団体競技  （７競技） | バスケットボール（知的）  車いすバスケットボール（身体）  ソフトボール（知的）  ブラインドベースボール（身体）  フットソフトボール（知的）  **バレーボール（身体**・知的・精神）  サッカー（知的） |
| オープン競技  広く障がい者の間にスポーツを普及する  観点から有効と認められるものについて、  あらかじめ主催者間で協議し実施する競技。 | | （今後決定） |

６　第78回佐賀国スポ・第23回全障スポ実績（延べ人数）

選手・監督数　　国スポ　74,133人　　全障スポ　24,108人　　計　 98,241人

大会関係者数　　国スポ　85,670人　　全障スポ　28,353人　　計　114,023人

観覧者数 国スポ　349,574人 全障スポ　25,555人 計　375,129人

（参考）

　バレーボール（６人制・成年女子）佐賀市

　　選手・監督数 343人　大会関係者数 1,245人　観覧者数 12,304人　　計 13,892人

　ウエイトリフティング　有田町

　　選手・監督数 1,649人　大会関係者数 1,780人　観覧者数 3,475人　　計 6,904人

　バレーボール（身体）　佐賀市

　　選手・監督数 386人　大会関係者数 589人　観覧者数 1,586人　　計 2,561人



（⾧野県準備委員会提供資料）

安曇野市開催競技及び開催施設

国民スポーツ大会　３競技

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 競技名 | 種別 | 開催施設 |
| 正式競技 | バレーボール・6人制  \\10.100.1.24\画像等h26\商工観光スポーツ部\スポーツ推進課\【国スポ全障スポ】ロゴデザイン・アルクママスコットキャラクターデータ\12バレーボール_color.jpg | 成年女子 | 安曇野市総合体育館 |
| \\10.100.1.24\画像等h26\商工観光スポーツ部\スポーツ推進課\【国スポ全障スポ】ロゴデザイン・アルクママスコットキャラクターデータ\20ウエイトリフティング_color.jpgウエイトリフティング | 全種別 | 穂高総合体育館 |
| 公開競技 | \\10.100.1.24\画像等h26\商工観光スポーツ部\スポーツ推進課\【国スポ全障スポ】ロゴデザイン・アルクママスコットキャラクターデータ\01ダンススポーツ_スタンダード_ラテン_color.jpgダンススポーツ  \\10.100.1.24\画像等h26\商工観光スポーツ部\スポーツ推進課\【国スポ全障スポ】ロゴデザイン・アルクママスコットキャラクターデータ\02ダンススポーツ_ブレイキン_color.jpg | 全種別 | 安曇野市総合体育館 |
| デモンストレーションスポーツ | テコンドー  　（画像作成中…） |  | 安曇野市総合体育館 |

全国障害者スポーツ大会　１競技

長野県PRキャラクター『アルクマ』

Ⓒ長野県アルクマ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 競技名 | 種別 | 開催施設 |
| 正式競技 | バレーボール  \\10.100.1.24\画像等h26\商工観光スポーツ部\スポーツ推進課\【国スポ全障スポ】ロゴデザイン・アルクママスコットキャラクターデータ\12バレーボール_color.jpg | 身体障害 | 安曇野市総合体育館 |

長野県PRキャラクター「アルクマ」

ⓒ長野県アルクマ

ダンススポーツ

ブレイキン

ダンススポーツ

スタンダード＆ラテン

これまでの準備経過

※太字は安曇野市関係分

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年 | 月 | 内容 |
| 平成28年 | ６月 | (公財)長野県体育協会が、２巡目国体招致要望書を長野県知事、長野県議会議長及び長野県教育委員会あてに提出 |
| 平成29年 | ３月 | 平成29年２月長野県議会において、「第82回国民体育大会及び第27回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議」を全会一致で可決 |
| ５月 | 長野県知事、長野県教育長、(公財)長野県体育協会専務理事、(公財)長野県障がい者スポーツ協会常務理事が文部科学大臣あてに、第82回国民体育大会（本大会及び冬季大会）及び第27回全国障害者スポーツ大会開催要望書を提出 |
| 長野県知事、長野県教育長、(公財)長野県体育協会専務理事が(公財)日本体育協会会長あてに、第82回国民体育大会（本大会及び冬季大会）開催要望書を提出 |
| ７月 | (公財)日本体育協会理事会において、長野県を2027年開催の第82回国民体育大会（本大会及び冬季大会）の開催申請書提出県として了解（開催内々定） |
| 12月 | 第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会設立総会・第１回総会及び第１回常任委員会を開催 |
| 平成30年 | ７月 | 第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会市町村競技開催希望調査書を提出 |
| 令和元年 | ７月 | 長野県準備委員会から競技会場地の内定通知  ・バレーボール(６人制)少年女子 ： 安曇野市総合体育館  ・ウエイトリフティング(全種別) ： 三郷文化公園体育館 |
| 令和２年 | 10月 | (公財)日本スポーツ協会から、長野県を令和10年（2028年）開催の第82回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催申請書提出県として決定通知（１年延期し令和10年開催に変更） |
| 12月 | 長野県準備委員会が名称を「第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会」から「第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会」に改称 |
| 令和４年 | ７月 | 中央競技団体正規視察(バレーボール) |
| 11月 | 中央競技団体正規視察(ウエイトリフティング) |
| 令和５年 | ６月 | 長野県準備委員会から公開競技会場地の内定通知  　・ダンススポーツ(全種別) ： 安曇野市総合体育館 |
| 長野県準備委員会からの競技会場地の内定変更通知(種別変更)  ・バレーボール(６人制)　少年女子　⇒　成年女子 |
| ７月 | (公財)日本スポーツ協会の理事会において、令和10年の第82回国民スポーツ大会（冬季大会・本大会）の開催地として長野県が内定 |
| 令和６年 | １月 | 中央競技団体正規視察(ウエイトリフティング) |
| ８月 | 長野県準備委員会から競技会場地の内定変更通知(会場変更)  ・ウエイトリフティング　三郷文化公園体育館 ⇒ 穂高総合体育館 |
| 10月 | 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会安曇野市実行委員会設立発起人会を開催 |
| 令和7年 | ２月 | 長野県準備委員会からデモスポ実施競技・会場地市町村の内定通知  ・テコンドー ：　安曇野市テコンドー協会、安曇野市総合体育館 |
| ８月 | 信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会設立総会・第1回総会を開催 |

大会開催に向けたスケジュール

説明事項(２)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | 大会までの主要日程 | 安曇野市の準備組織  （実行委員会） | 安曇野市  （庁内組織） |
| 令和５年度 | 大会開催内定  Ｒ５.７.20 | Ｒ６.10.29 |  |
| 令和６年度 |  | 実行委員会設立  発起人会の発足 | Ｒ６.４.１  スポーツ推進課に  国スポ担当配置 |
| 令和７年度  （３年前）  滋賀県  79回国スポ  24回全障スポ | 日本スポ協・文科省  総合視察  Ｒ７.７.16  Ｒ７.８.25  県実行委員会の設置  大会開催決定・会期決定 | Ｒ７.８.21  実行委員会の設置 | Ｒ７.４.１  国スポ・全障スポ推進室設置  Ｒ７.４.１  組織拡大  庁内推進本部の設置 |
| 令和８年度  （２年前）  青森県  80回国スポ  25回全障スポ | 第47回北信越大会 | ○総会  ○各種専門委員会  随時開催 | 実施本部  設置 |
| 令和９年度  （１年前）  宮崎県  81回国スポ  26回全障スポ |  | リハーサル大会（プレ大会）開催 |  |
| 令和10年度  （開催年）  長野県  82回国スポ  27回全障スポ |  | 実行委員会解散  第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会開催 |  |

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

報告事項

安曇野市実行委員会設立趣意書

国民スポーツ大会（国スポ）は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として、毎年開催される国内最大の国民スポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会（全障スポ）は、障がいのある方が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的として、毎年開催される障がい者スポーツの全国的な祭典です。

昭和53年（1978年）の第33回大会「やまびこ国体」以来、50年ぶりとなる長野県での大会開催が令和５年（2023年）７月に内定し、本市では、バレーボールとウエイトリフティング、ダンススポーツが行われます。

第２次安曇野市スポーツ推進計画では、「笑顔あふれ活力みなぎる　健康スポーツ都市　安曇野」を将来像に掲げています。大会開催でトップアスリートの競技を身近で観戦することにより、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツの裾野を広げる絶好の機会と捉えています。

また、障がい者への理解を深め、多様性を尊重し合う共生社会の実現に向けた大きな契機にもなるものと考えます。

さらに、安曇野市の豊かな自然や歴史、文化、食など様々な魅力を全国に向けて発信する機会でもあり、本市の目指す将来ビジョンである「自然、文化、産業が織りなす　共生の街　安曇野」の実現に向けて極めて有意義なものになることと期待しています。

このような意義ある両大会を成功させるために、市民・関係団体・行政が一丸となって、開催準備に取り組む必要があり、市民の総力を結集し、ここに各界の代表者の参画を得る中で「第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会安曇野市実行委員会」を設立するものであります。

令和６年10月29日

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

安曇野市実行委員会設立発起人

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 安曇野市長 |  | 太田 寛 |
| 安曇野市議会議長 |  | 松枝 功 |
| 特定非営利活動法人安曇野市スポーツ協会会長 |  | 赤羽 高明 |
| 安曇野市商工会長 |  | 髙橋 秀生 |
| 安曇野市副市長 |  | 中山 栄樹 |
| 安曇野市教育委員会教育長 |  | 橋渡 勝也 |

信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会会則　（案）

議案第１号

第１章　総則

（名称）

第１条　本会は、信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第２条　実行委員会は、令和10年（2028年）の第82回国民スポーツ大会及び第27回全国障害者スポーツ大会（信州やまなみ国スポ・全障スポ）において安曇野市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

（事業）

第３条　実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(１)　競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。

(２)　競技会の開催に係る準備に関すること。

(３)　競技会の開催に必要な施設・設備の整備に関すること。

(４)　競技会の開催及び準備のための経費に関すること。

(５)　関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。

(６)　その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第２章　組織

（組織）

第４条　実行委員会は、会長及び次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(１)　安曇野市を代表する者

(２)　安曇野市議会を代表する者

(３)　関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者

(４)　その他会長が特に必要と認める者。

（役員）

第５条　実行委員会に次の役員を置く。

(１)　会長

(２)　副会長

(３)　監事

（役員の選任）

第６条　会長は、安曇野市長をもって充てる。

２ 副会長は、総会の承認を得て委員のうちから会長が選任する。

３ 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

（役員の職務）

第７条　会長は、会務を総理し、実行委員会を代表する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を行う。

３　監事は、実行委員会の財務を監査する。

（任期等）

第８条　委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱又は選任された日から実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

２　会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

３　会長は、前２項の規定により委員等の変更があったときは、その内容を次の総会において報告しなければならない。

４　委員等は、無報酬とする。

（顧問及び参与）

第９条　実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

２　顧問及び参与は、会長が委嘱する。

３　顧問は、会長の諮問に応じ助言する。

４　参与は、実行委員会の業務のうち重要な事項に参与する。

５　前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。この場合において、これらの規定中「委員等」とあるのは、「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第３章　会議等

（会議の種類）

第10条　実行委員会に次の会議を置く。

(１)　総会

(２)　専門委員会

（総会）

第11条　総会は、会長及び委員等をもって構成する。

２　総会は、必要に応じて会長が招集する。

３　総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

４　総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(１)　競技会開催の基本方針に関すること。

(２)　会則の制定及び改廃に関すること。

(３)　事業計画及び事業報告に関すること。

(４)　収支予算及び収支決算に関すること。

(５)　専門委員会の設置並びに専門委員会への委任事項に関すること。

(６)　その他実行委員会の運営に係る重要な事項に関すること。

５　総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

６　総会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

７　会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

８　第５項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは、書面により総会を開会することができる。この場合において、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。

（専門委員会）

第12条　専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

２　専門委員会は、総会から委任された事項を調査、審議し、その結果を総会に報告しなければならない。

３　前２項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、総会に諮り、会長が別に定める。

４　第８条の規定は、専門委員の任期等について準用する。この場合において、これらの規定中「委員等」とあるのは、「専門委員」と読み替えるものとする。

第４章　専決処分

（会長の専決処分）

第13条　会長は、特に緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は総会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

２　会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

第５章　事務局

（事務局）

第14条　実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第６章　財務及び会計

（経費）

第15条　実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

（収支予算及び収支決算）

第16条　実行委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。

２　実行委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第17条　実行委員会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

２　実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第７章　補則

（委任）

第18条　この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（解散）

第19条　実行委員会は、第２条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

２　実行委員会が解散するときに有する残余財産は、安曇野市に帰属するものとする。

附　則

１　この会則は、令和７年８月21日から施行する。

２　実行委員会の設立当初の会計年度は、第17条第１項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和８年３月31日までとする。

信州やまなみ国スポ・全障スポ

議案第２号

安曇野市実行委員会名簿　（案）







第1回通常総会

信州やまなみ国スポ・全障スポ

安曇野市実行委員会第１回通常総会

次第

１　開 会

２　議 事

・議案第１号　信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市開催基本方針(案)

・議案第２号　信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会

　令和７年度事業計画(案)

・議案第３号　信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会

令和７年度収支予算（案）

・議案第４号　信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会

専門委員会の設置(案)

専門委員会への委任事項(案)

専門委員会規程(案)

専門委員会名簿(案)

３　閉 会

信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市開催基本方針（案）

議案第１号

１ 基本方針

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会（信州やまなみ国スポ・全障スポ）では、市民や関係団体、行政が一丸となって開催準備を進めます。

両大会の成功はもとより、安曇野の豊かな自然や美しい景観、温泉などの良好な環境を活かし、全国から訪れる多くの人との交流や本市の魅力を発信する絶好の機会として記憶に残る大会を目指します。

また、両大会を契機として、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツの普及、促進に努めることで、地域の活力創造につなげ、本市スポーツ推進計画に掲げる「笑顔あふれ活力みなぎる　健康スポーツ都市　安曇野」の更なる推進を図りながら、本市の将来ビジョンである「自然、文化、産業が織りなす　共生の街　安曇野」の実現につながる大会を目指します。

２ 実施目標

**(１)　スポーツで安曇野市を元気にする大会**

スポーツを「する」「見る」ことからみんなが「楽しさ」「喜び」「感動」を共有することで、スポーツに関心を持ち、スポーツに親しみ、心身ともに健康づくりのきっかけとなる大会とします。

**(２)　安曇野市の魅力を活かしスポーツによる絆・交流・活力を創出する大会**

全国から訪れる多くの人を心のこもったおもてなしでお迎えし、交流の輪を広げ、絆・交流・活力を創出する大会とします。

**(３)　スポーツの振興を支える好循環を創出する大会**

安曇野市の地元選手が育ち、指導者となって次世代の選手を育成するなど、将来にわたり安曇野市のスポーツ振興を支える好循環の形成に努めるとともに、子どもたちが夢や希望を未来へつなぐことができる大会とします。

**(４)　スポーツで共生社会づくりを加速する大会**

障がいの有無にかかわらず、誰にでも「居場所」と「出番」があり、多様性を尊重する共生社会づくりを後押しする大会とします。

議案第２号

信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会

　令和７年度事業計画（案）

令和７年度事業計画を次のとおりとし、競技会開催に向けた円滑な事業推進に努める。

１　会議の開催

(１)　第１回総会の開催　令和７年８月21日　安曇野市役所４階 大会議室

２　各種計画の策定及び推進

(１)　開催推進総合計画の策定と進行管理

(２)　各種基本計画の策定

広報基本計画、市民運動基本計画、歓迎・おもてなし基本計画、

競技運営基本計画、式典基本計画、リハーサル大会開催基本計画、

宿泊基本計画、医事・衛生基本計画、

輸送交通基本計画、警備・消防防災基本計画

３　先催地の調査・情報収集

(１)　国スポ・障スポ滋賀大会、リハーサル青森大会の視察調査

(２)　国スポ・障スポ事業概要説明会（事後報告会）

令和７年12月から令和８年１月までの間に、競技開催自治体において開催され、

後催市町村を対象に競技開催経緯や経費、運営面の課題等について説明がなされる。

４ 広報啓発活動

(１)　啓発物品の作製

(２)　各種スポーツ大会等での啓発活動

(３)　市ホームページ、市広報誌等を活用した情報発信

５　県実行（準備）委員会、競技共催市、競技団体、ほか関係機関との連絡調整

議案第３号

信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会

　令和７年度収支予算（案）

収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　目 | 予算額 | 備　考 |
| 負担金 | 3,370 | 安曇野市負担金 |
| 合　計 | 3,370 |  |

支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 科　目 | | | 予算額 | 備　考 |
| 総務経費 | | | 272 |  |
|  | | 会議費 | 72 | 総会等開催経費 |
| 事務局費 | 200 | 事務用消耗品費等 |
| 開催準備費 | | | 3,098 |  |
|  | 調査費 | | 590 | 先催地視察旅費等 |
| 広報啓発費 | | 2,508 | 広報啓発物品作成費等 |
| 合　計 | | | 3,370 |  |

信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会

議案第４号

専門委員会の設置（案）

組織図

会長

副会長

委員

監事

顧問

参与

総務企画

競技運営

宿泊

輸送

財務

式典　等

医事

交通

広報

衛生　等

警備

市民運動　等

消防防災　等

あづみ農業協同組合

市観光協会

市社会福祉協議会

市区長会

事務局(スポーツ推進課）

学校教育課

危機管理課

観光課

商工労政課

秘書広報課

地域づくり課

障がい者支援課

生涯学習課

(穂高公民館)

農政課

競技会場指定管理者

松本広域消防局

中信高等学校体育連盟

市交通安全協会

安曇野中学校体育連盟

健康推進課

市消防団

地域づくり課

維持管理課

学校教育課

健康支援課

政策経営課

市商工会

市スポーツ協会

市歯科医師会

市タクシー運営協議会

安曇野東筑ﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ協会

市薬剤師会

ＪＲ

市医師会

総会（実行委員会）

【議決機関】

競技会開催の基本方針　会則の制定・改廃

事業計画・事業報告　予算・決算

専門委員会の設置　専門委員会への委任事項

専門委員会

【調査機関】

総会からの委任事項の調査・審議・決定

総務企画専門委員会

競技式典専門委員会

宿泊衛生専門委員会

輸送交通専門委員会

県バス協会

県看護協会

環境課

市スポーツ協会

県バレーボール協会

県保健福祉事務所

県建設事務所

市校長会

県ｳｴｲﾄﾘﾌﾃｨﾝｸﾞ協会

市観光協会

県警察署

高等学校

市スポーツ推進委員会

**委任**

**報告**

観光課

信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会

　専門委員会への委任事項(案)

総会から専門委員会への委任事項は、次のとおりとする。

１ 開催準備の総合企画及び運営に関すること。

２ 財務、広報、市民運動、歓迎、おもてなしに関すること。

３ 競技会場及び競技運営並びに式典に関すること。

４ 宿泊及び医事衛生に関すること。

５ 輸送、交通、警備及び消防防災に関すること。

６ その他会務に必要な事項に関すること。

信州やまなみ国スポ・全障スポ

安曇野市実行委員会専門委員会規程（案）

（趣旨）

第１条　この規程は、信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会会則第12条第３項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の名称等）

第２条　委員会の名称並びに総会からの委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第３条　委員会に次の役員を置く。

(１)　委員長

(２)　副委員長

２　委員長及び副委員長は、信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を

代理する。

（会議）

第４条　委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会することはできない。ただし、委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

３　委員会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　 委員長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

５　委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第５条　委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

２　部会の委員は、会長が委嘱する。

３　部会に関する事項は、委員長が定める。

（委任）

第６条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附　則

この規程は、令和７年８月21日から施行する。

別表（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 委員会名 | 委任事項 |
| 総務企画専門委員会 | １　総務企画に関すること。  ２　財務に関すること。  ３　広報に関すること。  ４　市民運動に関すること。  ５　歓迎及びおもてなしに関すること。  ６　他の専門委員会に属さない事項に関すること。 |
| 競技式典専門委員会 | １　競技に関すること。  ２　式典に関すること。  ３　会場設営に関すること。  ４　その他競技・式典に関すること。 |
| 宿泊衛生専門委員会 | １　宿泊に関すること。  ２　医事及び衛生に関すること。  ３　その他宿泊及び医事・衛生に関すること。 |
| 輸送交通専門委員会 | １　輸送及び交通に関すること。  ２　警備及び消防防災に関すること。  ３　その他輸送及び交通に関すること。 |





参考資料

信州やまなみ国スポ・全障スポ

安曇野市実行委員会事務局規程（案）

（趣旨）

第１条　この規程は、信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会会則（以下「会則」という。）第14条第２項の規定に基づき、信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務局）

第２条　事務局は、安曇野市商工観光スポーツ部スポーツ推進課国スポ・全障スポ推進室内に置く。

（所掌事務）

第３条　事務局は、実行委員会の運営に関する事務を処理する。

（職員）

第４条　事務局に別表第１の左欄に掲げる職員を置き、同表の右欄に掲げる安曇野市職員をもって充てる。

２　前項の職員は、実行委員会会長（以下「会長」という。）が任免する。

（職務）

第５条　事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

２　事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

３　事務局主任は、事務局次長を補佐し、事務局次長に事故があるとき又は事務局次長が欠けたときは、その職務を代理する。

４　事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

（服務）

第６条　職員の服務については、安曇野市職員服務規程（平成17年安曇野市訓令第23号）の例による。

（決裁事項）

第７条　会長の決裁事項は、次のとおりとする。

(１)　総会の招集に関すること。

(２)　総会に付すべき事項に関すること。

(３)　実行委員会の委員等の委嘱・選任等に関すること。

(４)　実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。

(５)　前各号に掲げるもののほか、特に重要であると認められる事項に関すること。

（専決事項）

第８条　事務局長及び事務局次長が専決できる事項は、別表第２のとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、特に重要と認められる事項については、別に定める。

３　前２項の規定にかかわらず、特に異例と認められる事項については、あらかじめ会長の決裁を受けなければならない。

（代決）

第９条　会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した副会長が代決する。

２　事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

（記号及び番号）

第10条　文書には、記号及び番号を付けるものとする。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

２　文書の記号は、「国障安実」とする。

３　文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。

（文書）

第11条　文書の取扱いについては、安曇野市文書管理規程（平成17年安曇野市訓令第46号）の例による。

２　軽易な事案は、前項の規定にかかわらず、文書の余白を利用し、行うことができる。

３　会則第19条の規定により、実行委員会が解散したときは、保存文書を安曇野市へ引き継ぐものとする。

（公印）

第12条　実行委員会の公印は、別表第３のとおりとする。

２　前項の公印は、事務局次長が管理する。

３　前２項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、安曇野市公印規則(平成17年安曇野市規則第８号)の例による。

（旅費）

第13条　職員が職務のために旅行したときは、旅費を支給する。

２　前項の規定による旅費の額については、原則として、安曇野市職員の旅費に関する条例（平成17年安曇野市条例第45号）の例による。

３　前項の規定にかかわらず、緊急の場合又はその例により難いものについては、事務局長が定めるところによる。

（費用弁償）

第14条　委員等が会務のために旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。ただし、会則第10 条に規定する会議の出席に要する経費については、この限りでない。

２　前項の規定において支給される費用弁償の額及びその支給方法については、原則として、安曇野市特別職の職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（平成17年安曇野市条例第38号）の例による。

３　前２項の規定にかかわらず、緊急の場合又はその例により難いものについては、事務局長が定めるところによる。

（予算）

第15条　事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

２　事務局長は、予算の議決後に生じた事由に基づき、予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

（決算）

第16条　事務局長は、毎会計年度終了後に、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

２　会則第７条第３項の規定により、監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

（出納員）

第17条　事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

２　出納員は、事務局次長をもって充てる。

（金融機関の指定）

第18条　現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

（その他財務に関する取扱い）

第19条　第14条から前条までに定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項は、安曇野市財務規則(平成17年安曇野市規則第39号)その他の安曇野市の財務に関する規則等の例による。

２　会計処理に関する帳票は、原則として、各種起票用紙（様式第１号、第２号・第３号）による。

（補則）

第20条　この規定に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和７年８月21日から施行する。

別表第１（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 事務局長 | 安曇野市 商工観光スポーツ部長 |
| 事務局次長 | 安曇野市 商工観光スポーツ部　スポーツ推進課長 |
| 事務局主任 | 安曇野市 商工観光スポーツ部　スポーツ推進課　国スポ・全障スポ推進室長 |
| 事務局職員 | 安曇野市 商工観光スポーツ部　スポーツ推進課　国スポ・全障スポ推進室員 |

別表第２（第８条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事 項 | 事務局長  専決事項 | 事務局次長  専決事項 |
| １ 申請、照会、報告、通知等に関すること。 | 重要なもの | ○ |
| ２ 職員の事務の分担に関すること。 |  | ○ |
| ３ 国内旅行を命令し、復命を受けること。 | 実行委員等及び事務局次長 | ○ |
| ４ 予算の流用に関すること。 | 50万円を超え100万円以下のもの | 50万円以下のもの |
| ５ 収入調定、支出命令に関すること。 |  | ○ |
| ６ 工事又は製造の請負、物品の購入、賃貸借、修繕及び業務委託に関すること。 | 100万円以上  2,000万円未満 | 100万円未満 |
| ７ ６以外の契約等に関すること。 | 重要なもの | ○ |
| ８ 刊行物の発行に関すること。 | 特に重要なもの | ○ |

別表第３（第13条関係）

信州やまなみ

国スポ全障スポ

安曇野市実行

委員会会長之印

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 公印の名称 | 書体 | 寸法  （方ミリ） | 使用区分 |
|  | 楷書 | 24 | 会長名で発する文書 |

様式第１号（第20条関係）

収　入　票

信州やまなみ国スポ・全障スポ　安曇野市実行委員会

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 会長 | 副会長 | 事務局長 | 事務次長 | 事務局主任 | 事務局員 | 起票 |
|  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 予算科目 |  | | |
| 収入額(円) |  | 入金方法 |  |
| 起票日 |  | 入金日 |  |
| 収入先 |  | | |
| 収入内容 |  | | |

様式第２号（第20条関係）

支　出　票

信州やまなみ国スポ・全障スポ　安曇野市実行委員会

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 会長 | 副会長 | 事務局長 | 事務次長 | 事務局主任 | 事務局員 | 起票 |
|  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 予算科目 |  | | |
| 支出額 (円) |  | 支出方法 |  |
| 起票日 |  | 支出日 |  |
| 支出先 |  | | |
| 支出内容 |  | | |

様式第３号（第20条関係）

予　算　流　用　票

信州やまなみ国スポ・全障スポ　安曇野市実行委員会

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 会長 | 副会長 | 事務局長 | 事務次長 | 事務局主任 | 事務局員 | 起票 |
|  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 起票日 | 年　月　日 | |
| 流用減 | | | | 流用増 | |
| 年度 | |  | | 年度 |  |
| 科目 | | 款　　項　　目 | | 科目 | 款　　項　　目 |
| 流用金額 | |  | | 流用金額 |  |
| 予算残額 | |  | | 予算残額 |  |
| 差引予算残額 | |  | | 差引予算残額 |  |
| 摘要 | |  | | | |